

地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画変更の認可に係る意見について

1 中期計画変更の概要

中期計画に定める「第11 料金に関する事項」について、平成31年10月1日から予定されている消費税率の引き上げに伴う改定を行うとともに、その他法改正に伴う所要の改正を行う。

2 中期計画変更認可申請の内容（法人からの認可申請「別紙」参照）

- (1) 消費税率の引き上げに伴う料金等の改定（「別紙」下線部分（下記(2)、(3)部分を除く。）のとおり）消費税率の引き上げ（8%→10%）に伴い、増税割合に応じた料金等の改定を行う。

主な料金の改定内容

区 分	変更前（消費税率8%）	変更後（消費税率10%）
非紹介患者加算 初診料	(ア) 医科 <u>5,400円</u> (イ) 歯科 <u>3,240円</u>	(ア) 医科 <u>5,500円</u> (イ) 歯科 <u>3,300円</u>
普通診断書料	1通につき <u>1,330円</u>	1通につき <u>1,350円</u>
人間ドック料	ア 外来ドック（子宮がん検査なし） 1回につき <u>38,800円</u> イ 外来ドック（子宮がん検査あり） 1回につき <u>42,800円</u>	ア 外来ドック（子宮がん検査なし） 1回につき <u>39,500円</u> イ 外来ドック（子宮がん検査あり） 1回につき <u>43,500円</u>

- (2) 再診患者加算料の対象となる病院の改正（別紙P1）

平成30年度診療報酬改定に伴い、再診患者加算料の対象について所要の改正を行う。

変更前	変更後
ウ 再診患者加算料（他の病院（ <u>一般病床</u> ）の数が <u>500未満</u> であるものに限る。）	ウ 再診患者加算料（他の病院（ <u>許可病床</u> ）の数が <u>400未満</u> であるものに限る。）

- (3) 分べん料に適用される「休日」の改正（別紙P4）

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の施行に伴い、分べん料に適用される「休日」に、天皇の即位の日（2019年5月1日）等を加えるための改正を行う。

分べん料に適用される「休日」

変更前	変更後
（注2） この表において、「休日」とは <u>日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までをいい、</u>	（注2） この表において、「休日」とは <u>広島市の休日を定める条例※（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日</u> をいい、

※ 天皇の即位の日等を、市の休日として定めるための条例改正（平成31年2月議会予定）を行った後の条例を適用する。

- (4) 施行日

(1)については平成31年10月1日から、(2)、(3)については平成31年4月1日から施行する。

3 評価委員会の意見案

地方独立行政法人法第26条第1項に規定する中期計画の変更に係る認可については、適当である。